

身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。
請求者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

請求日 令和 011031

1	基礎年金番号										氏名										生年月日				性別	
	1234-567890										フリガナ ネンキン イチロウ 年金 一郎										5:昭和 7:平成 491006				1:男 2:女	
2	死亡年月日				住所																					
	7:平成 9:令和 011015				フリガナ トウキョウト マルマルク シカクサンカク1-2-3 〒111-1111 東京 都道府県 郡 ●● 市区町村 □△1-2-3																					
3	氏名										生年月日				性別		死亡した者からみた関係									
	フリガナ ネンキン ジロウ 年金 二郎										5:昭和 7:平成 9:令和 491006				1:男 2:女		01:配偶者 05:祖父母 02:子 06:兄弟姉妹 03:父母 09:その他 04:孫 ()									
4	住所										連絡先電話番号															
	市区町村コード フリガナ トウキョウト バツバツク マルマルク 1-2-3 〒222-2222 東京 都道府県 郡 ×× 市区町村 ●●1-2-3										12-3456-7890															
5	死亡一時金の受取人																									
	①: 指定されていた ②: 指定されていなかった																									
6	口座名義人										金融機関名										金融機関コード					
	フリガナ ネンキン ジロウ 年金 二郎										確定 銀行 労金 信連 農協 信金 信組															
7	ゆうちょ銀行以外の金融機関										支店名										支店コード					
											△ △ 本店 支店(支所) 出張所															
8	預金種別										口座番号(右詰め)															
	①: 普通 ②: 当座										0011111															
9	通帳記号										通帳番号(右詰め)															
	ゆうちょ銀行																									

ご記入および必要な添付書類については、必ず「記入要領」をご参照ください。
【死亡一時金の請求者が配偶者(除く内縁関係の配偶者)または指定受取人の場合】
「住民票」(指定受取人の場合は、続柄が分かるもの)又は法務局で発行される「法定相続情報一覧図の写し(登記官の認証文言付きの書類原本)」により遺族の確認ができる場合は、戸籍謄本等の提出を受けずに当該書類でのお手続きが可能です。

1 基礎年金番号

- 年金手帳を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
- 基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。

2 請求者

請求者が未成年、成年被後見人などの場合は、以下の記入例に従い、記入してください。
手続方法等詳細は別途受付金融機関にご確認ください。

記入例:

氏名	フリガナ	ネンキン	ジロウ
年金	年金	年金	花子

3 死亡した者との関係

該当する数字に○印を付けてください。

<注意事項>

- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。(選択肢は、該当する数字に○印を付けてください。)
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- 確定拠出年金法第42条に該当する場合は、請求できません。
 <確定拠出年金法第42条>
 故意の犯罪行為により企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者が死亡させた者は、前条の規定にかかわらず、死亡一時金を受けることができない。企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者の死亡前に、その者の死亡によって死亡一時金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。
- 記入内容に不備があった場合は手続が遅延することがあります。
- その他必要な添付書類は、《2P》《3P》の<必要な添付書類>をご覧ください。

4 連絡先電話番号

日中に問い合わせができる電話番号を記入してください。(携帯電話の電話番号も可能です。)

5 死亡一時金の受取人

- ・「死亡一時金受取人指定書」により生前加入者が指定した人を指します。分からない場合は、自動移換者専用コールセンターで登録状態を確認ください。
- ・請求者は、死亡した者の生前、企業型記録関連運営管理機関に対して死亡一時金の受取人に指定されていたか、該当する数字に○印を付けてください。

6 口座名義人

死亡一時金受取口座は請求者名義の口座に限ります。

7 1. ゆうちょ銀行以外の金融機関

死亡一時金を銀行などの金融機関から受け取る方は、「1」に○印を付け、金融機関名、本店・支店名を記入してください。

8 預金種別

該当する預金種別の数字に○印を付けてください。

9 口座番号(右詰め)

預金通帳の口座番号を右詰めで記入してください。

10 2. ゆうちょ銀行

死亡一時金をゆうちょ銀行から受け取る方は、「2」に○印を付け、預金通帳の記号と番号を右詰めで記入してください。

死亡一時金裁定請求に <必要な添付書類> …下表に従い、必要な書類を添付してください。

確定拠出年金法第41条に規定される遺族の順位 (請求者)		生計維持の有無	添付書類 ※1						
			死亡診断書 (死体検案書) の写し ※2	死亡者の 戸籍謄本 ※3	請求者の戸籍謄本 (死亡者と別戸籍の 場合のみ) ※3	死亡者の住民票 (世帯全員の写し) ※4	生計維持証明 (下表参照)	死亡一時金受取人代表者届および同意者の印鑑登録証明書 (請求者と同順位となる遺族が2人以上いる場合のみ)	非生計維持 申立書
1	死亡した者により生前、企業型記録関連運営管理機関に対し受取人として指定された者	—	○	○	○	—	—	—	—
2	配偶者	—	○	○	○	—	—	—	—
	配偶者 (内縁関係の配偶者の場合)	—				○ ※5	—	—	
3	子	生計維持関係あり		○			㊦	○	※9 に該当する 場合に提出が 必要
4	父母 ※6								
5	孫								
6	祖父母 ※7								
7	兄弟姉妹								
8	その他の親族 ※8								
9	子	生計維持関係なし		○			㊧	○	※10 に該当する 場合に提出が 必要
10	父母 ※6								
11	孫								
12	祖父母 ※7								
13	兄弟姉妹								

<生計維持証明書>

状態	証明する書類	生計維持関係あり	生計維持関係なし
		㊦死亡者が請求者の生計を維持していたことを証明するもの (扶養者欄に数字の記載があるもの)	㊧死亡者が生計維持をしていた者がいないことを証明するもの (扶養者欄がない事実が確認できるもの)
税法上の扶養親族になっている場合 扶養されている者がいなかった場合	最新(死亡時年度または前年度)の源泉徴収票、確定申告書(※11)、 年末調整時の「扶養届」の写し、課税・非課税証明書の写し(※12)	㊦	㊧
健康保険等の被扶養者になっている場合	健康保険被保険者証の写し(保険者番号および被保険者本人の 記号・番号部分は塗り潰した上で添付してください。)	㊦	—
給与計算上の扶養手当等の対象になっている場合	給与簿または賃金台帳等の写し	㊦	—
公的年金の加給年金額または加算額の対象になっている場合	年金証書および裁定通知書の写し	㊦	—
定期的に送金がある場合	現金封筒、預金通帳等の写し	㊦	—
上記いずれの証明書も添付できない場合	民生委員等による第三者証明(証明者の身分を証明できる書類を 添付してください。)	㊦	㊧

死亡一時金裁定請求に<必要な添付書類> ※箇所の説明事項

※1	請求者が未成年者、成年被後見人等の場合	請求書等は法定代理人等がご記入いただき、併せて法定代理人等の印鑑登録証明書（請求日以前3ヵ月以内に発行された原本）および法定代理人等であることを証する書類を添付してください。
※2	死亡診断書（死体検案書）の写しについて	確定拠出年金法第42条の規定に該当する遺族はご請求いただけませんので、確認のため添付が必要です。 （確定拠出年金法第42条の規定：故意の犯罪行為により企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず、死亡一時金を受けることができない。企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者の死亡前に、その者の死亡によって死亡一時金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。）
※3	戸籍謄本について	① 戸籍謄本は請求日以前3ヵ月以内に発行されたものを添付してください。 ただし、死亡者と請求者が別戸籍の場合は、死亡者の戸籍のみ発行から3ヵ月経過したものでも受付可能です。
		② 下記ア、イのいずれかに該当する場合は、改製原戸籍謄本等（死亡者が生まれてから亡くなるまで）を併せて添付してください。 ア. 死亡者の戸籍謄本が「戸籍の全部事項証明書」の場合で、遺族の確認ができない場合 イ. 請求者の戸籍謄本が「戸籍の全部事項証明書」の場合で、死亡者の確認ができない場合
		③ 【死亡一時金の請求者が配偶者（除く内縁関係の配偶者）または指定受取人の場合】（遺族の順位1、2の方） 「住民票」（指定受取人の場合は続柄が分かるもの）又は法務局で発行される「法定相続情報一覧図の写し（登記官の認証文言付きの書類原本）」により遺族の確認ができる場合は、戸籍謄本等の提出を受けずに当該書類でのお手続きが可能です。
※4	死亡者の住民票（世帯全員の写し）について （個人番号の記載のないもの）	① 請求日以前3ヵ月以内に発行されたものを添付してください。 死亡者と同一住所に居住の方がいた場合は、世帯が別であっても、その住所上の世帯全員の写しが必要となります。
	② 同一住所に居住の方がいなかった場合（単身世帯）は、死亡者の住民票除票をご提出ください。住民票除票の場合は、請求日から3ヵ月超過したものでも受付可能です。 ただしこの場合は、除票のみの発行である理由をその余白に明記してください。	
※5	内縁関係の配偶者の場合の生計維持証明について	請求者が配偶者として扱われている生計維持証明（前頁<生計維持証明書>参照）または、「未届の妻（夫）」と記載された住民票（請求日以前3ヵ月以内に発行されたもの）を添付してください。
※6	父母の順位について	養父母、実父母の順。
※7	祖父母の順位について	養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順。
※8	その他の親族の範囲について	6親等内の血族、3親等内の姻族。
※9	非生計維持申立書が必要な場合について（請求者が生計維持関係ありの遺族の場合）	下記ア、イ、ウのいずれかに該当する場合のみ必要です。 ア. 請求者より戸籍上の先順位者がいる場合 イ. 生計維持関係のない戸籍上の同順位者がいる場合 ウ. 死亡者の住民票上、請求者より先順位と規定される遺族（確定拠出年金法第41条に規定される遺族）がいる場合
※10	非生計維持申立書が必要な場合について（請求者が生計維持関係なしの遺族の場合）	死亡者の住民票上、請求者より下順位と規定される遺族（確定拠出年金法第41条に規定される遺族）がいる場合のみ必要です。
※11	確定申告書の写しについて	生計維持なしの証明：第一表の写しが必要です。 生計維持ありの証明：第一表・第二表の写しが必要です。 書面で提出の場合：税務署の受付表示があるもの。 E-TAXで提出の場合：申請・届出等の提出を行った場合には、電子申請等証明書を添付してください（メール送信後のメッセージボックスから取得可能）。
※12	課税・非課税証明書の写しについて	生計維持なしの証明：同証明書単独で可です。 生計維持ありの証明：同証明書単独では死亡者が扶養していた対象者の記載がありませんので、別途扶養していた対象者の記載のある源泉徴収票や確定申告書の写しが必要になります。